

評議員会議事録

- 1 開催日時 平成25年12月26日(木)午後3時～
- 2 開催場所 大阪市立社会福祉センター3階 第1会議室
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から評議員会を開催いたします。
私、本日の司会を務めさせていただきます、総務部庶務課副主幹の真鍋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の出席状況でございますが、評議員定数51名、現在員数43名、本日の出席者24名、書面による出席11名、出席者合計35名でございます。従いまして、評議員事総数の過半数に達しておりますので、定款第15条第7項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。

まず、はじめに、乾会長からごあいさつ申し上げます。

乾 会 長 (あ い さ つ)

司 会 今回、新たに評議員にご就任いただきました大阪市PTA協議会長の笹川正明評議員におかれましては、本日、所用のためご欠席でございますので、お名前のみご紹介させていただきます。

それでは、ただ今から議事に入りますが、評議員会の議長は定款第15条第6項の規定により、その都度選任することになっております。

こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

異議なしということでございますので、議長を鶴見区社会福祉協議会の木村会長様にお願いいたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

木村議長 まず、評議員会の議事録の署名人を決めさせていただきます。
議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

異議なしということですので、議事録の署名人は、東住吉区社協会長の榊井評議員と産経新聞厚生文化事業団理事長の平田評議員にお願いします。

どうぞよろしくお願いいたします。

<第1号議案> 平成25年度補正予算(案)について

木村議長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。
第1号議案の平成25年度補正予算(案)について、事務局から説明してください。

橋本次長 事務局次長の橋本でございます。
平成25年度3次補正予算(案)についてご説明申し上げます。
今回の補正は、復興庁からの「県外自主避難者等への情報支援事業」の新規受託

橋本次長 にもなう補正でございます。

まず、この新規事業の概要について、ご説明させていただきます。

お手元に配付しております「**「県外自主避難者等への情報支援事業」**概要をご覧ください。

本事業は、福島県から県外に自主避難をする方々に対して、帰還・移住を判断するための十分な情報が提供されているとは言い難い現状に対して、①情報提供事業、②相談支援事業を行い、県外自主避難者等が「避難生活」から「自立した生活」に移行できるよう、環境を整備することを目的とするものでございます。

事業対象地域及び対象事業者としては、福島県からの県外自主避難者が多い近隣地域である山形県、新潟県を指定し、福島県からの県外自主避難者が一定数いる遠隔地の大都市圏である、北海道、東京都、愛知県、大阪府、福岡県の5か所の内、本公募審査により選定した北海道、大阪府の2か所とされました。

本会では、これまでの被災者支援への取り組みを展開し、里帰りバス、ボランティアバスの継続的な実施、被災者支援イベント事業（3.11 from KANSAI、大阪府下避難者支援団体等連絡協議会＝ホットネットおおさか）への参画・事務局業務、避難者サロンの運営（Café IMONIKAI）、メーリングリスト「おおさか助け合いネット」の運営、お手元に配布しております情報紙「IMONIKAI」の2年以上に渡る継続発行などの実績をもとに応募し、これが評価され、採択されたものと考えております。

事業内容としては情報提供事業と相談支援事業の2本柱です。

まず、情報提供事業は、ニュースレターの発行・提供を行います。避難先（大阪府・大阪市・堺市）における避難者支援情報のとりまとめと、事業管理者（株式会社三菱総合研究所）から支給される避難元（福島県及び福島県内の各市町村）の避難者支援情報とあわせて郵送等により支援希望者へ提供いたします。平成25年度は、定期便2回、臨時便2回を予定しています。

新規情報の説明会を平成25年度は3回（1回80人程度、約2時間）開催いたします。また説明会の開催に併せて、県外自主避難者等相互の情報共有の場の提供を行います。

その他、説明会の開催に併せ事業管理者が受託事業者相互の情報交換のために開催する連絡会議に出席します。

相談支援事業は、支援希望者の困りごとに関する相談対応、支援希望者の生活状況・ニーズ等の把握、行政機関、専門機関等への連絡調整などを行います。

なお、本事業は、少なくとも、平成27年度まで実施される予定です。

それでは、平成25年度3次補正予算（案）についてご説明申しあげます。

お手元に配付しております資料1をご覧ください。

4頁の「ボランティア・市民活動センター事業」経理区分、経常活動収入の部、受託金収入の「**その他受託金収入**」をご覧ください。

「**その他受託金収入**」で、「**県外自主避難者等への情報支援事業**」の委託金321万円を計上しております。

橋本次長 経常活動支出につきましては、人件費支出では嘱託職員人件費として128万6千円を計上しております。ニュースレター印刷・発送など直接経費として、事務費支出で58万9千円、事業費支出で106万5千円を計上しております。

また、事務管理費として、経理区分間繰入金支出で27万円を計上しておりますことから、2頁の「法人運営事業」経理区分では、事務管理費分を経理区分間繰入金収入として27万円の増額補正になります。

以上により、1頁に戻りまして「平成25年度3次補正予算総括表」でございますが、補正後の収入額につきましては、経常収入計 55億6,643万2千円、施設整備等収入計 301万6千円、財務収入計 3億714万3千円、これらを合計しますと58億7,659万1千円でございます。

補正後の支出額につきましては、経常支出計 57億18万円、施設整備等支出計 319万6千円、財務支出計 2億4,683万6千円、予備費 1,038万7千円となり、合計しますと59億6,059万9千円でございます。

今回の補正が27万円の増額補正のため、下から3行目の当期資金収支差額合計は、マイナス8千400万8千円となり、最下段の当期末支払資金残高は3億3千922万8千円になります。

以上、平成25年度3次補正予算案についてご説明申しあげました。

ご審議の程、お願い申しあげます。

木村議長 ただいまの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、第1号議案は、原案どおり決定します。

<第2号議案> 理事の選任(補充)について

木村議長 次に、第2号議案の理事の選任(補充)について、事務局から説明してください。

橋本次長 第2号議案 理事の選任につきまして、ご説明申しあげます。

それでは、お手元にお配りしております資料2をご覧くださいと存じます。

このたび、大阪市民生委員・児童委員の一斉改選に伴い、民生委員・児童委員等奉仕者の代表者であります、神谷周道会長、及び吉田純造副会長がそれぞれ退任されましたので、後任の白國哲司会長、福岡英雄副会長に理事をお願いしたいと存じます。

以上、第2号議案 理事の選任につきまして、ご説明申しあげました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします

木村議長 ただ今、理事の選任(補充)について、説明がありました、ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定いたします。

木村議長 予定の議案は、以上ですが、その他で、報告をお願いします。

山中部長 総務部長の山中でございます。

評議員の皆様には、10月10日に平成25年度大阪市社協の職員採用試験実施要領を送付させていただいておりますが、職員採用につきまして、ご報告申し上げます。

本会では、平成26年度の大阪市の指定管理や公募事業の選定結果が出ていない事業が多くありますが、組織の活性化やいびつな職員構成の是正を図るため、平成23年度をもって停止しておりました職員採用の再開し、11月11日（月）に筆記試験を、11月25日（月）に面接試験を実施いたしました。

合否判定の結果、福祉職員1名、経理・給与事務を担当する一般職員1名、計2名を来年1月1日に採用する予定です。

続きまして、「生活困窮者自立促進支援モデル事業の概要」をご覧ください。

1の事業の目的でございますが、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者支援の制度化に寄与することを目的としています。

2の実施主体ですが、都道府県、指定都市、中核市または市区町村、68の自治体で実施される予定で、民間への委託も可となっております。

3の事業の概要ですが、(1)自立相談支援モデル事業は必須事業で、内容は、生活困窮者の課題の把握、支援計画を踏まえた包括的な支援、地域のネットワークづくり等の実施となっております。(2)の就労準備支援モデル事業から(5)までは任意事業でございます。

なお、4の平成25年度予算ですが、国全体で約30億円規模となっております。

大阪市では、平成27年度からの新制度の導入に先立って、生活困窮者の自立に向けた新たな相談支援の制度化に資するため、西淀川区、東淀川区、西成区の3区をモデル区として、平成26年1月から実施されることになりました。

社協からは、西淀川区・東淀川区・西成区社協が、生活困窮者自立促進支援モデル事業のうち自立相談支援モデル事業に応募し、12月4日にヒアリングが行われ当該事務局長等が参加しました。12月6日、大阪市福祉局長名で応募した3区社協あてに選定結果が通知されました。

結果につきましては、東淀川区と西成区社協が選定されましたが、残念ながら西淀川区社協は選定から漏れる結果となりました。

市社協といたしましては、今回の結果を十分分析し、来年度の公募に臨みたいと考えています。

次頁の「指定管理及び公募事業のスケジュール一覧」をご覧ください。

ヒアリングについては、老人福祉センター25館は明日27日まで、淀川区会館・淀川区老人福祉センターは来年1月上旬まで、子育ていろいろ相談センターは本日26日、子ども・子育てプラザ18館は明日27日まで、それぞれ実施されます。

選考結果につきましては、来年1月中旬から月末までに通知される予定となっております。

山中部長 ます。

続きまして、「新社会福祉法人会計基準への移行について」をご覧ください。

従前の社会福祉法人会計基準は、平成12年度から導入され既に12年が経過しましたが、社会福祉法人が経営する施設や事業によっては、この会計基準だけではなく、指導指針や就労支援事業会計処理基準など、他の会計ルールが適用される場合があります。

このような複数の会計ルールを統合して、事務を簡素化し外部への公表を勘案し、平成23年7月、厚生労働省から「新たな社会福祉法人会計基準」が公表され、平成24年4月1日から開始する会計年度から適用されています。

移行準備期間として、平成27年3月31日までの間は、旧基準等に基づく処理が認められていますが、市社協では、24区社協とともに、次のスケジュールで、1年早く平成26年度から新社会福祉法人会計基準に移行するため準備を進めています。

政令指定都市社協の移行時期でございますが、資料の裏面をご覧ください。

旧10大都市が、札幌市を除き平成26年度から、それ以外はほとんど平成27年度からの移行となっています。

次に、スケジュールでございますが、平成26年3月26日に開催予定の理事会において、経理規程の一部改正案について、理事会・評議員会において、新基準による平成26年度予算案について、それぞれご審議をいただくこととしています。承認後、平成26年4月1日から新基準へ移行いたします。

決算報告については、平成25年度は従前基準で、平成26年度からは新基準により実施することになります。

以上、平成25年度大阪市社協の職員採用、生活困窮者自立促進支援モデル事業の選定結果、新社会福祉法人会計基準の移行につきまして、ご報告申しあげました。

どうぞ、よろしく願い申しあげます。

木村議長 ただ今の報告につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

山田評議員 県外自主避難者等への情報支援事業についてですが、大阪市以外の大阪府に自主避難されている方も大阪市社協が対応するということですか。

橋本次長 大阪市も含めた大阪に自主避難されている方を大阪市社協が対応いたします。

木村議長 他にご質問等ございませんか。
ないようでしたら、以上で本日の案件等すべて終了いたしました。
議長役終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司 会 これをもちまして、評議員会を終了させていただきます。
本日は、大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。